

令和5年第12回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 11月 16日(木) 午後3時30分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二
1番 武藤 康志 2番 伊藤 新司 3番 俵 薫
4番 井町 哲 5番 伊藤 美和子 6番 縄田 善博
7番 倉増 知 8番 前田 耕次 9番 中嶋 友之
10番 中野 修 11番 石田 健治郎 12番 中嶋 誠
14番 岸 英法 15番 馬屋原 眞一 16番 高見 清
17番 村上 浩一 19番 山本 正二
- 4 欠席農業委員 13番 安部 好恵 18番 安富 法明
- 5 出席推進委員 村中 清美 山田 孝治 秋永 明
- 6 欠席推進委員 山本 次儀
- 7 事務局 事務局長 河野 哲広 副主幹 井村 光敬 主事 小池 正晃

事務局	午後 3 時 3 0 分開会
議長	互礼。
議長	只今より、令和 5 年第 1 2 回総会を開会いたします。本日の出席委員は、1 9 名中 1 7 名でございます。欠席委員は、1 3 番安部委員と 1 8 番安富委員でございます。よって定数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を議長より指名したいと思っておりますがよろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは 1 0 番中野委員、1 2 番中嶋委員。よろしくお願いたします。
事務局	<p>それでは議事に入りたいと思えます。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条の規定による、許可申請 4 件について説明いたします。</p> <p>1 件目、権利につきましては所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。遠方により耕作の維持管理が困難なため譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具は順次購入されることから農地を効率的に管理されることが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすであろうと考えます。第 5 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 6 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。高齢により土地の維持管理が困難なため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具はすでに購入されていることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

	<p>3 件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。高齢のため土地の維持管理が困難なため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、借り受け地につきまして適切に耕作されています。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4 件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。いままで賃貸借契約を結んでおりましたが、この度譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地借り受け地につきまして適切に耕作されています。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。またこの件に伴い、解約の届出書も提出されております。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは 1 番と 2 番を除いて 3 番と 4 番、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
中野委員	<p>10 番の中野です。1 1 月 7 日に会長、石田委員、事務局で現地調査行きました。</p> <p>まず、3 番でございます。現地は●●です。綺麗に作っております。何も言うことはありません。</p> <p>4 番でございます。現地は●●にあります。一ヶ所は果樹が少し植えてあります。そこはもう綺麗に草を刈っておりますが、後はもう山になっております。それと、●●です。もう 30～40 年何も作っておられません。杉の木やらいっぱい植えてありました。田んぼではありません。山でございます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。中野委員の報告に出てきました山の 2 件につきましては、報告第 2 号で上がってきます。現況証明の現場です。実際に見たのは中野委員が最初に言われた、管理して果樹が植えてある所と、家の前の田んぼを見てきました。山の中以外の所は放置することなく、綺麗に管理しておりました。もう山等になっている所については現況証明で地目を変えるということです。問題は無いと思います。地元委員より補足説明ありましたらお願いします。</p>
山田推進委員	<p>伊佐地区の山田です。中野委員が言われたように、別に問題ありませんので審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に村中委員。何か補足説明がありましたらお願いいたします。</p>

村中推進委員	推進委員の村中です。新規就農ってことですが、農地パトロールで少し荒れた所もありますが、頑張ってくださいることを期待しております。
議長	その次は、山本委員が欠席です。そのため高見さん。この件について分かりましたら説明お願い出来ますか。
高見委員	高見です。こちらは●●です。問題ないと思います。
議長	分かりました。ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。
議長	では私から。1件目なのですが、これだけの農地を管理しきれののかなと思って。妥当な面積だったら問題ないと思いますけど、ちょっと多すぎるのではないかなというふうには思います。それと農地パトロールでかなり原野化した部分もあるようなので。別に否定するわけではないのですが、難しいなとは思っています。もし皆さんが良ければ、本当にこれだけの農地が管理できるか。そういうあたりを事務局から本人に問い合わせしてみてください。そういうことまではっきりしてもらわないといけません。駄目だっというのはさすがにもったいないので。その辺だけは確認をお願いします。この件だけは、保留ってことにしたいと思います。皆さん、どうですかね。 他に意見ないようでしたら1番を保留で、それ以外を採決に移りたいと思います。議案第1号1番を保留、そして2～4番につきまして決定をすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成よって1番は保留、2～4番は原案のとおり決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 農地法第5条許可申請1件について説明いたします。

	<p>8～9ページ、資料5の箇所です。申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●から東へ2.9kmの位置にあり、農用地区域外農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については農地法第5条、第2項各項に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
石田委員	<p>11番の石田です。太陽光発電施設への転用申請になっております。申請地は、●●にあります。この付近は殆どが耕作されていません。まだ遊休農地まではなっていないようなのですが、今後そのようになる可能性があり、原野化していく予想であります。そして既にこの周辺、2ヶ所、太陽光施設が設置されております。山あいの農地ということで発電施設3ヶ所目になるわけなのですが、特に転用しても問題は無いと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の補足説明をお願いします。</p>
山田推進委員	<p>伊佐地区の山田です。前回も太陽光発電施設で申請が出ている場所です。特に支障はないと思いますので審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは委員の皆さんの方より何かご意見ございましたらお願いいたします。 無ければ採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。それでは議事順位議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。よって議案第2号は全員賛成、原案のとおり決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは6ページ目をお開きください。</p> <p>それでは本日配布しております令和5年11月30日告示、令和5年12月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で5筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定と合計しまして、8,359k㎡、貸し手が4名、受け手が3名でございます。内訳は4ページ目でございます。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効果的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること、の利用要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さんより何かご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。はい、では議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成よって議案第3号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第4 報告第1号 畑地造成事前報告について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>畑地造成事前報告1件について説明いたします。10～12ページ、資料6をご覧ください。申請地は●●から南東に1.3kmの位置にある畑です。耕作がしづらいため畑地造成をされるものです。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
石田委員	<p>11番石田です。畑地造成1件についてご説明いたします。自宅前の下り傾斜を畑地造成するという形で出されております。この申請地は●●にあります。自宅の裏山東面と北側面が先の大雨で一部崩落しておりました。その崩落対策をしたいということで、裏山を崩落した土と裏山を削って安定化させたいというような申請であると、●●の方は言うておられました。傾斜地に戻して斜</p>

	面をなだらかにして造成したいということでございました。このあたりに周辺農地っていうのは殆ど無いのですけれど、特に問題は無いと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
秋永推進委員	秋永です。委員さん言われました通り、問題は無いと思います。
議長	はい、ありがとうございます。 委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。無いようでしたら、報告第1号を終了したいと思います。 それでは続きまして議事順位第5 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読 現況証明願の提出が1件ありましたので説明いたします。資料は13～17ページ、資料7をご覧ください。 ●●から●●は耕作放棄し、現在は山林となっています。 ●●から●●は道路用地となっています。 以上報告いたします。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査されました委員の報告をお願いします。
中野委員	●●ですが殆ど山です。大きい杉の木がいっぱい立っております。問題ないと思います。以上でございます。
議長	ありがとうございます。地元委員の補足説明ございましたらお願いいたします。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。中野委員が言われたように、何ヶ所もありますがほとんど全部山というような感じですが、田畑ではありませんでした。審議の程よろしくをお願いします。

議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>無いようでございますので、報告第2号を終わってもよろしゅうございますか。</p> <p>それでは報告第2号を以上で終わります。</p> <p>それでは続きまして議事順位第6 報告第3号 公共工事に伴う転用届がありましたので事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読</p> <p>公共転用の届出が1件ございましたので説明いたします。</p> <p>山口県宇部土木建築事務所より転用届が提出されました。災害復旧工事に伴う一時転用届になります。以上報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。災害復旧工事に伴う転用届が山口県宇部土木建築事務所より出ております。なにかこの件についてご意見のある方はお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか、特に発言が無いようでございますので以上で報告第3号を終わります。</p> <p>それでは続きまして議事順位第7 報告第4号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>合意解約52件について報告いたします。追加資料も併せてご覧ください。</p> <p>1件目から49件目までは●●に関するものです。1件目から40件目までは使用貸借に係る合意解約となります。41件目は賃貸借に係る合意解約です。42件目から49件目は機構と耕作者、機構と所有者による合意解約となります。ここまでが●●に係ることです。</p> <p>50件目は高齢により耕作が困難となったため、双方の合意により合意解約となりました。</p> <p>51件目は将来的に太陽光発電を設置するため双方の合意による合意解約となります。</p> <p>52件目は追加資料に記載しております。先程説明いたしました3条申請に関連するものです。土地を譲り受けるため賃貸借契約を合意解約するものです。</p> <p>以上報告いたします。</p>

議長	ありがとうございます。50番については次の耕作者はどうなっておりますか。
事務局	まだ決まっておりません。
議長	わかりました。委員の皆さんより何か意見ございましたらお願いいたします。 特にないようでしたら、合意解約の件につきましては、終わります。 では続きまして農業相談日の状況ですが、11月の当番委員の報告をお願いいたします。
武藤委員	1番武藤です。11月14日に高見委員、中嶋友之委員、事務局長、私で相談をお受けしました。 相談内容は高齢化によって農地の耕作保全管理が出来ないので、過去農振除外の申請をしたのですが条件が整わず却下されてしまっている。どうしたらいいのかということです。私たちとしましては、農地を農地として適正に管理をしていただくことが重要だと考えております。誰かにお願いして管理していただくのが良いのではないかと提案しました。しかし、買い手のめども立っておりません。また水利も条件が悪く、この先買い手が付くかどうかは非常に難しいという認識です。このままでは近隣の農地にも迷惑をかけてしまい申し訳ないという思いがございます。転用し太陽光発電として運用すれば、業者さんの方で管理してもらえると いう思いだったようでございます。しかしながら、該当の農地は地域のほぼ中央に位置しておりまして、農振地域を分断する形になってしまうと考えられます。対応としては、お困りでしょうから今回は特別に認めましょうとはなりませんよ、とはお伝えしました。だからといってよい案が浮かぶわけでもないのです、今回の総会で報告し、他の委員さんにもどうしたらいいか知恵を借りてみますと回答したところでした。回答に納得されたかは分からないのですが、よく話を聞いてもらってよかったとおっしゃってくださいました。皆さんのお知恵をお借りすればと思っております。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。多分この件は●●じゃないですか。
事務局	はいそうです。
議長	●●で農振除外が出ました。その時に現場へ行きましたら、完全に分断するので難しいです、という案件じゃないかと思えます。 その後、私もこんな場合どうしたらいいのかという相談をいろんなところをするのです。しかし、やっぱり農振地域に入っておれ

	<p>ばかなり難しいということです。あと考えられるのは農振の見直しをするときにその地域の人たちが揃ってここはもう殆どが耕作放棄地だとか、農地として利用しておりません。ここは農振から外してほしいと、見直しの時に言っていただくのが一番早い手じゃないかと思います。美祢市では、あと5年から6年は掛かるものと思います。私も市長部局、農林課の方に、今後農振の除外についてどうかならないものだろうかと何度か相談をしております。ですがやはり今更、変更するわけにはいきません。途中変更は難しいというのが市長部局の方からの回答でございます。今後、いろんところで農振除外についての問題は絡んでくると思います。これからそういうふうな問題についてどうしたらいいかっていうのは農業委員さん、推進委員さんの力といたしますか、そこで一番適切な除外の方法、農振から外す方法をアドバイスしていただければというふうに思います。今の件につきましては、今後その地域の方がどのような考え方をっておられるかという所も含めて、アドバイスしていきたいなというふうには考えております。委員の皆さんより何かご意見、今の問題についてのご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますね。では事務局、今後の日程をよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、今後の日程について報告いたします。令和5年12月の日程をご覧ください。</p> <p>まず総会は、12月13日水曜日、午後2時から行います。会場は美祢市民会館2階大会議室で行います。</p> <p>次に農業相談日は、12月12日火曜日、午前9時から行います。美祢地区が中嶋誠委員、美東地区が村上浩一委員、秋芳地区が安富法明委員でございます。</p> <p>最後に現地調査は、12月5日火曜日、午前9時から行います。中嶋友之委員と倉増知委員よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。それでは本日の総会を終わりたいと思います。</p>
事務局	<p>それではご起立ください、礼。</p>

午後4時30分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和5年11月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

